

フロン回収破壊法
第二種特定製品の回収に関する運用の手引き
(第1版)

平成14年3月5日

経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室
経済産業省製造産業局自動車課
環境省地球環境局環境保全対策課

目次

| | 頁 |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| ．本運用の手引きの位置付け及びフロン回収破壊法の概要 | |
| 1 本「運用の手引き」の位置付け | 1 |
| 2 フロン回収破壊法の概要 | 1 |
| (1)目的 | |
| (2)定義 | |
| 3 フロン類の放出の禁止 | 4 |
| 4 第二種特定製品（カーエアコン）に係る制度の概要 | 4 |
| 5 フロン回収破壊法の施行期日及び経過措置 | 5 |
| (1)施行期日 | |
| (2)経過措置 | |
| ．第二種特定製品の引取り | |
| 1 第二種特定製品引取業者の登録 | 6 |
| (1)第二種特定製品引取業者の登録 | |
| (2)登録の申請 | |
| 2 申請後の手続等 | 7 |
| (1)都道府県等による登録の実施 | |
| (2)登録の更新 | |
| (3)登録の変更届出 | |
| (4)廃業等の届出 | |
| (5)都道府県等による登録の抹消 | |
| (6)都道府県等による登録の取消し等 | |
| 3 第二種特定製品引取業者の引取り | 9 |
| 4 第二種特定製品引取業者の引渡し | 10 |
| ．第二種特定製品からのフロン類の回収 | |
| 1 第二種フロン類回収業者の登録 | 11 |
| (1)第二種フロン類回収業者の登録 | |
| (2)登録の申請 | |
| 2 申請後の手続等 | 13 |
| (1)都道府県等による登録の実施 | |
| (2)登録の更新 | |
| (3)登録の変更届出 | |
| (4)廃業等の届出 | |
| (5)都道府県等による登録の抹消 | |
| (6)都道府県等による登録の取消し等 | |
| 3 第二種フロン類回収業者の引取り | 15 |
| 4 フロン類の回収に関する基準 | 17 |
| (1)圧力の換算 | |
| (2)フロン類の回収の基本手順と確認事項 | |

はじめに

1994年以前に生産された自動車のエアコンの冷媒として使用されていたCFC(R12)(特定フロン)は、大気中に排出されるとオゾン層を破壊する効果があるため、オゾン層保護法により段階的に生産を廃止しており、カーエアコンについては1994年中にHFC(R134a)(代替フロン)への転換が完了しています。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産された自動車のエアコンの中に冷媒として充てんされているCFCが排出しないように、これを回収・破壊することも大切であり、また、HFCは、オゾン層を破壊する効果はありませんが、温室効果ガスであるので、地球温暖化防止の観点からは、これも回収・破壊することが求められます。

これまで、地方公共団体、(社)日本自動車工業会等の自動車関係団体が自主的に回収制度を運用してきたところですが、平成13年6月に、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定・公布されました。

しかしながら、同法律を円滑に施行し、フロン類の回収・破壊を徹底するためには、自動車ユーザー、関係事業者の協力が不可欠であり、国及び関係業界としてもさらなる普及啓発を行うことが重要です。

本運用の手引きは、「フロン回収破壊法」の円滑な施行に当たり、法律、政省令等の考え方を事業者や地方公共団体等の関係者向けに、第二種特定製品(カーエアコン)に関する事業者の登録関係を中心に解説したものであり、現在検討されている自動車フロン類管理書の記載内容や費用徴収の仕組み等が決定されましたら、その詳細については、今秋からの制度本格運用までにお知らせいたします。また、今後のさらなる検討や運用状況等を踏まえ、さらに改訂を重ねる予定です。

．フロン回収破壊法の概要【図1参照】

1．目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、地方公共団体、事業者等の責務を定めたものです。

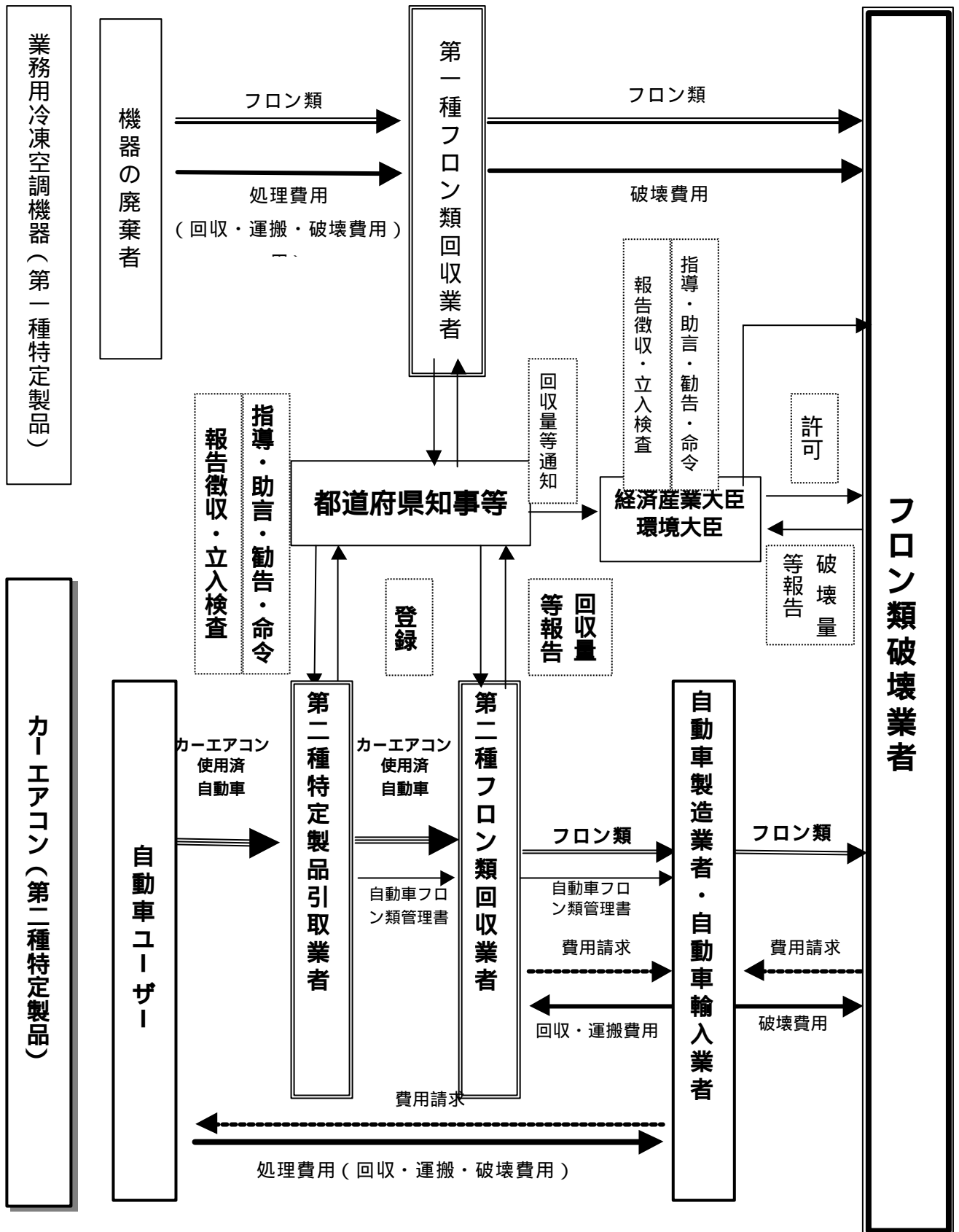


図1 . フロン回収破壊法の概略

2. 定義

フロン類

法第二条第一項：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）です。

以下、第二種特定製品の「フロン類の種類」は、CFC（R12）、HFC（R134a）の2区分に分類します。

第一種特定製品及び第二種特定製品

法第二条第二項：この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

- 1 エアコンディショナー
- 2 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

第三項：この法律において「第二種特定製品」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に搭載されているエアコンディショナー（人用のものに限る。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、即ちフロン類が充てんされている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類が充てんされた自動販売機を含みます。）です。

「第二種特定製品」とは、被けん引車、二輪自動車、特殊自動車を除く、自動車に搭載されている人用のエアコンです。～に搭載されているエアコンには「第一種特定製品」として取り扱われるものがありますので、注意してください。

「第一種特定製品」と「第二種特定製品」の区分の例

例．(ア)冷蔵冷凍車：運転席用に使用しているエアコンであれば第二種特定製品ですが、架装部専用のエアコンは、第一種特定製品。ただし、運転席部分と架装部分の冷却を一つのコンプレッサー（冷凍サイクル）で行う方式の冷蔵冷凍車の場合は、第二種特定製品として取り扱います。

(イ)ブルドーザー、ホイールクレーン、フォークリフト等：～に該当するので、運転席部分のエアコンも第一種特定製品、

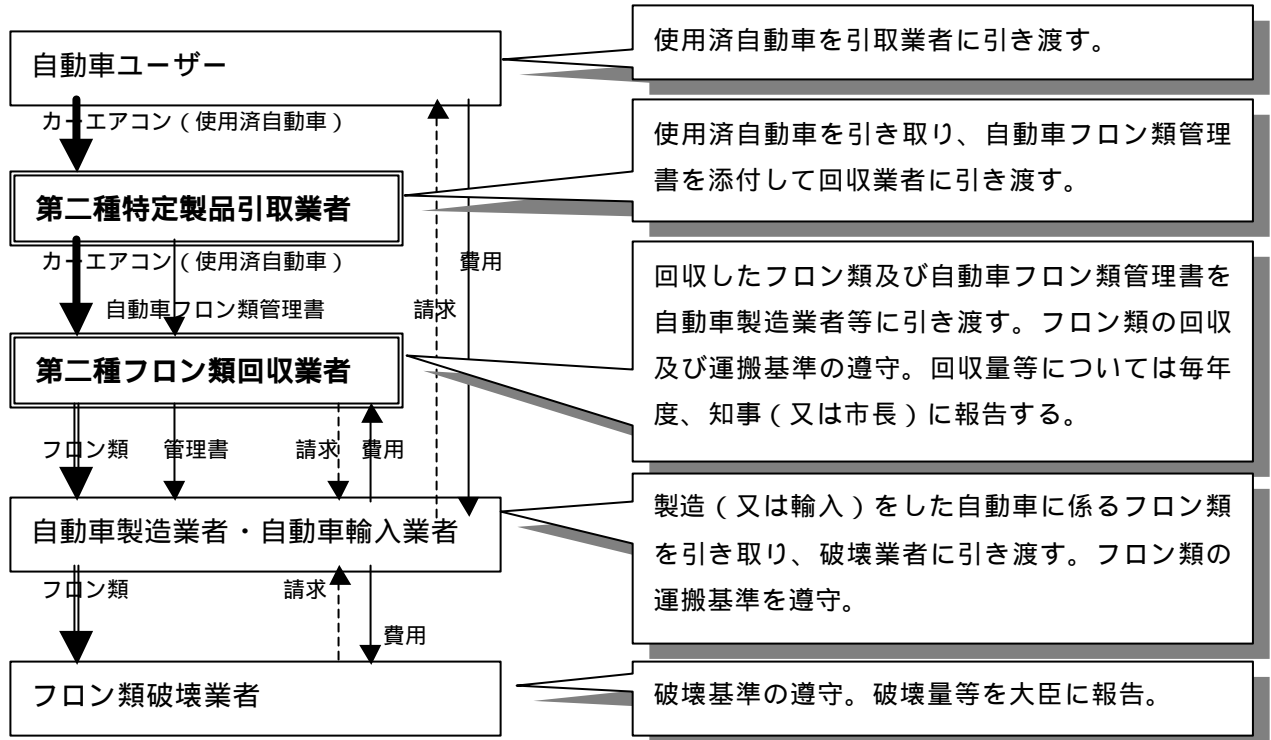
(ウ)バスのエアコン：～、～に該当せず、かつ、人用なので、第二種特定製品。

(エ)鉄道車両用、船舶用のエアコン：自動車ではないので、第一種特定製品。

3. フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはなりません。違反者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

4. 第二種特定製品（カーエアコン）に係る制度の概要



自動車リサイクル法（仮称）において、カーエアコンからのフロン類の回収等を定める際には、原則として上記の仕組みが規定されます。

5．フロン回収破壊法の施行期日及び経過措置

(1)施行期日

第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録については、平成14年4月1日から、第二種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等については、平成14年10月31日までの間で政令で定める日（ ）から施行されます。

なお、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可については、平成13年12月21日から開始されており、第一種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等については、平成14年4月1日から施行されます。

（ ）具体的な期日は未定です。

(2)経過措置

第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の方の登録に関し、平成14年10月31日までの政令で定める期日までに登録申請された場合においては、その期日を経過しても、登録、または登録の拒否等の処分があるまでは、当該業務を行うことができます。ただし、この場合、登録を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者とみなされ、引取・引渡義務、回収・運搬基準、記録・報告義務や関連する罰則等について適用を受けることになります。

・第二種特定製品の引取り

1. 第二種特定製品引取業者の登録

(1) 第二種特定製品引取業者の登録

廃棄される第二種特定製品（使用済自動車）の引取りを行おうとする者は、業務を行う事業所毎にその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長の登録を受けなければなりません。（例えば、引取業務を行う事業所が横浜市と藤沢市にある場合、横浜事業所は横浜市長、藤沢事業所は神奈川県知事の登録を受ける必要があります。）

なお、登録を受けずに第二種特定製品の引取りを業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

(2) 登録の申請

登録の申請

ア．登録申請の際の申請書は、【**省令様式第4の2参照**】に従って作成することになります【 **. 1参照**】。

同じ都道府県等（都道府県又は政令指定都市。以下同じ。）に、複数の事業所の申請書を本社が集めて提出するような場合の申請方法については、【 **. 2参照**】によることができます。（ただし、申請先が同じである場合に限りです。）

イ．申請先及び申請方法については、都道府県等の担当課【 **. 3参照**】に相談してください。

ウ．登録申請手数料は、都道府県等によって異なりますので担当課に確認してください。

主務省令で定める添付書類

ア．本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写し
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本

イ．第二種特定製品にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次の何れかでよい。）

確認方法を記載した書類【 **. 4参照**】

第二種特定製品の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等。）

ウ．申請者が法に定める欠格要件（ ）に該当しないことを説明する書面

申請者が法第二十七条第一項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面【 5 参照】を添付してください。

() 欠格要件

- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しないもの
- ・ 登録を取り消され2年を経過しないもの 等々

登録審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

- ア．第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
- イ．第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

2．申請後の手続等

(1)都道府県等による登録の実施

第二種特定製品引取業者登録簿への登録について

都道府県等は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第二種特定製品引取業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

第二種特定製品引取業者登録簿は、特に様式は定められていませんが、一般の方が閲覧できる状態にしておくことが必要です。

法第二十六条による必須項目

- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地

記載した方がよい項目

- ・ 有効期限満了年月日

申請者への通知について【 6 参照】

都道府県等は、第二種特定製品引取業者登録簿に登録した後、申請者に、登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、第二種特定製品引取業者登録簿へ必要事項を記載し、その

旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

(2)登録の更新

有効期間

第二種特定製品引取業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

更新後の有効期間

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間です。

なお、登録の有効期間の満了日までに都道府県等へ更新の申請が行われたものの、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えてしまった場合でも、都道府県等による登録（あるいは、登録の拒否）の手続きが完了するまでは、前の登録は有効です。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年です。

(3)登録の変更届出

変更の届出が必要な場合

第二種特定製品引取業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出【省令様式第4の3参照】が必要となります。

ア．氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ．事業所の名称及び所在地

ウ．第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（例えば、第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者がいなくなったため、代わりに第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合。）

届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

のア．に係る変更届出の場合の添付書類

- ・ 住民票の写し（外国人登録証明書の写し）又は登記簿謄本

のウ．に係る変更届出の場合の添付書類

- ・第二種特定製品にフロン類が含まれているか否かを確認する体制を説明する書類

(4)廃業等の届出

法人が合併により消滅した場合や登録に係る第二種特定製品引取業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

(5)都道府県等による登録の取消し等

都道府県等は、第二種特定製品引取業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができます。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければなりません。

- ・不正の手段により、第二種特定製品引取業者の登録を受けたとき。
- ・フロン類を確認する体制が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- ・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。

(6)都道府県等による登録の抹消

5年ごとの更新を受けなかった場合や引取業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、都道府県等は第二種特定製品引取業者の登録を抹消しなければなりません。

3. 第二種特定製品引取業者の引取り

引取り義務

第二種特定製品廃棄者は、自ら又は他の者に委託して、第二種特定製品引取業者に第二種特定製品の引取りを依頼しなければなりません。

引取りを求められた第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品を引き取らなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、引取り義務は免除されます。

引取り義務を免除される正当な理由

第二種特定製品引取業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、現在下記のようなものが考えられますが、フロン券（仮称）制度【

（1）参照】などの詳細が具体化されましたら、それを踏まえた上で見直し、今秋の制度本格運用までにお知らせします。

- 1) 天災等不可抗力の要因による場合

(例) 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に不可能な場合

2) フロン券(仮称)を提示していない場合

3) 使用済自動車の処分に要する費用(フロン関係を除く)の支払が見込まれない場合

4) 自社の車両保有能力と照らし合わせ、適切な保管が困難と判断される場合

(例) 乗用車販売店にバス、大型トラック等が持ち込まれた場合や大量の一括持ち込みの要請があった場合

4. 第二種特定製品引取業者の引渡し

(第二種特定製品引取業者の引渡義務)

法第三十七条 第二種特定製品引取業者は、前条の規定により引き取った第二種特定製品に冷媒としてフロン類が充てんされている場合には、第二種フロン類回収業者に対し、当該第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等をした者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した書類(以下「自動車フロン類管理書」という。)を添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品廃棄者から引き取った第二種特定製品にフロン類が残存しているか否かを申請書に記載した方法により確認し【 . 1 . (2)参照】、フロン類が残存していると判断される場合には、当該フロン類を第二種フロン類回収業者に引き渡さなければなりません。

また、引き渡しの際には自動車フロン類管理書を添付し、その写しを一定期間保存しなければなりません。管理書の記載事項や写しの保存期間については、今秋までに省令で定められます(施行期日は政令で定められます。)。

・第二種特定製品からのフロン類の回収

1．第二種フロン類回収業者の登録

(1) 第二種フロン類回収業者の登録

使用済自動車の第二種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者は、業務を行う事業所毎にその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長の登録を受けなければなりません。（例えば、回収業務を行う事業所が横浜市と藤沢市にある場合、横浜事業所は横浜市長、藤沢事業所は神奈川県知事の登録を受ける必要があります。）

また、道路運送車両法における自動車分解整備事業者の認証を受けている者には、登録手続の特例が設けられています。詳細については、各陸運支局にご照会下さい。

なお、登録を受けずにフロン類の回収を業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

(2) 登録の申請

登録の申請

ア．登録申請の際の申請書は、【**省令様式第4の4参照**】に従って作成することになります【 **. 7参照**】。

同じ都道府県等に、複数の事業所の申請書を本社が集めて提出するような場合の申請方法については、【 **. 8参照**】によることができます。（ただし、申請先が同じである場合に限りです。）

イ．申請先及び申請方法については、都道府県等の担当課【 **. 3参照**】に相談してください。

ウ．登録申請手数料は、都道府県等によって異なりますので担当課に確認してください。

主務省令で定める添付書類

ア．本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写し
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本

イ．フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

ウ．フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類と

して、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

フロン類の回収設備の種類

- ・ C F C 用
- ・ H F C 用
- ・ C F C ・ H F C 兼用

回収設備の能力 ()

- ・ 2 0 0 g / min 未満
- ・ 2 0 0 g / min 以上

() 現在使用されているフロン類の回収設備について、その種類及び能力の一覧を示します【 . 9 参照】。登録申請の際に必要な「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成（又は確認）する場合の参考としてください。

なお、一覧表における回収能力については、冷媒回収推進・技術センター（R R C）規格「冷媒回収装置回収能力試験基準」に基づいたものです。この一覧表にない回収設備については、申請の際に R R C 規格を参照するなどして、回収能力を確認した書類を添付してください。

R R C 規格の詳細等については、以下の連絡先にご照会ください。

- ・ 冷媒回収推進・技術センター
（（社）日本冷凍空調工業会内）
電話番号：03 - 3432 - 1671

エ．申請者が法に定める欠格要件 () に該当しないことを説明する書面

申請者が法第三十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面【 . 5 参照】を添付してください。

() 欠格要件

- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しないもの
- ・ 登録を取り消され2年を経過しないもの 等々

備考欄について

申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明等を任意に記載することができます。

登録審査評価事項

以下の要件を満たす事業者について登録が行われます【 ． 1 0 参照】。ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

- ・ フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

なお、自動車分解整備事業者に係る特例手続による登録では、地方運輸局から都道府県等に対して、登録の申出に係る事項及び書類（ イ～エ）が通知されますので、当該通知に係る事業者が欠格要件（法第三十一条第一項各号）に該当しないことを確認し、登録を行うこととなります。

2 . 申請後の手続等

(1)都道府県等による登録の実施

第二種フロン類回収業者登録簿への登録について

都道府県等は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第二種フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

第二種フロン類回収業者登録簿は、特に様式は定められていませんが、一般の方が閲覧できる状態にしておくことが必要です。

法第三十条による必須項目

- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 回収しようとするフロン類の種類

記載した方がよい項目

- ・ 有効期限満了年月日

申請者への通知について【 ． 1 1 参照】

都道府県等は、第二種フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に、登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、第二種フロン類回収業者登録簿へ必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

(2)登録の更新

有効期間

第二種フロン類回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

更新後の有効期間

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間です。

なお、登録の有効期間の満了日まで、都道府県等へ更新の申請が行われたものの、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えてしまった場合でも、都道府県等による登録（あるいは、登録の拒否）の手続きが完了するまでは、前の登録は有効です。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年です。

(3)登録の変更届出

変更の届出が必要な場合

第二種フロン類回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出【**省令様式第4の5参照**】が必要となります。

ア．氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ．事業所の名称及び所在地

ウ．回収しようとするフロン類の種類

エ．回収の用に供する設備の種類（ ）

（ ）登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。例えば、申請時に「CFC用」と「HFC用」をそれぞれ1台所有していたが、「CFC・HFC兼用」を1台追加（又は買い換え）を行った場合は対象です。しかし、「CFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HFC兼用」を1台追加（又は買い換え）を行った場合は、対象ではありません。

届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

届出に係る変更後の添付書類

のア．に係る変更届出の場合の添付書類

・住民票の写し（外国人登録証明書の写し）又は登記簿謄本

のウ．及びエ．に係る変更届出の場合の添付書類

・フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(4)廃業等の届出

法人が合併により消滅した場合やフロン類回収業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

なお、届け出の際には、該当するに至った日までの回収量等についても、当該年度の報告【 ．8参照】として併せて提出することが望ましいと考えます。

(5)都道府県等による登録の取消し等

都道府県等は、第二種フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができます。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければなりません。

- ・不正の手段により、第二種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- ・回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- ・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。

(6)都道府県等による登録の抹消

5年ごとの更新を受けなかった場合や回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、都道府県等は第二種フロン回収業者の登録を抹消しなければなりません。

3．第二種フロン類回収業者の引取り

引取り義務

第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者からフロン類の引取りを依頼されたときは、当該フロン類を引き取らなければなりません。

引取りを求められた第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収に関する基準【 ．4参照】に従って、フロン類を回収しなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、引取り義務は免除されます。

引取り義務を免除される正当な理由

第二種フロン類回収業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、現在下記のようなものが考えられますが、フロン券（仮称）制度【（１）参照】などの詳細が具体化されましたら、それを踏まえた上で見直し、今秋の制度本格運用までにお知らせします。

- 1) 天災等不可抗力の要因によるもので、回収に係る安全が確保できない場合
(例) ・地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合
・事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合
- 2) フロン券（仮称）を提示していない場合
- 3) 使用済自動車の処分もあわせて行う場合に、処分費用（フロン関係を除く）の支払が見込まれない場合
- 4) 自動車フロン類管理書が添付されていない場合や記載事項等に不備がある場合
- 5) 自社の車両保有能力と照らし合わせ、適切な保管が困難と判断される場合
(例) 乗用車販売店にバス、大型トラック等の持ち込みや大量の一括持ち込みの要請があった場合
- 6) 引取り又は回収を行うことが違法行為を形成する場合
(例) 本法及び他の法令（例えば、「高圧ガス保安法」）の規定に違反することが明らかな場合

4. フロン類の回収に関する基準

法第三十八条第二項 第二種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第二種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

省令*第六条 法第三十八条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第1の上欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。
- 二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第1

| フロン類の充てん量 | 圧力 |
|-----------|----------|
| 2 kg 未満 | 0.1 MPa |
| 2 kg 以上 | 0.09 MPa |

第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令

第二種特定製品からフロン類を回収する場合には、省令で定められている回収基準に従って、フロン類を回収しなければなりません。具体的には、第二種特定製品に充てんされているフロン類の充てん量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるよう吸引することが必要です。確実な回収を行うには、この所定の圧力以下まで吸引をしなければなりません。

また、適切な回収の実効をあげるために、フロン類を回収する際には、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められています。

(1) 圧力の換算

省令の別表第1に記載されている圧力値は、絶対圧力をS I単位で示したものです。絶対圧力とゲージ圧力との対応について表1に示しましたので実際に回収作業をされる時に参考としてください。

表1 絶対圧力とゲージ圧力の対応について

| | 単位 | 省令で扱っている圧力値 | |
|--------------|---------------------|-------------|-------|
| SI 単位(絶対圧力) | MPa | 0.1 | 0.09 |
| SI 単位(ゲージ圧力) | MPa | 0 | -0.01 |
| 工学単位(ゲージ圧力) | kgf/cm ² | 0 | -0.1 |
| 真空圧力 | mmHg | 0 | -100 |

(2) フロン類回収の基本手順と確認事項

回収装置の準備

実作業上は、次の2点について配慮する必要があります。

ア．回収できる冷媒の種類

高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となりますが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になります。

なお、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類を R 番号で指定しています。従って、使用する回収装置が使える冷媒の種類を R 番号で確認する必要があります。

イ．吸引圧力

省令によって、フロン類の充てん量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うこととなります。したがって、使用する回収装置が省令で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要があります。

回収手順と注意事項

- ・カーエアコンの冷媒の種類（CFC（R12）又はHFC（R134a））及び充てん量の調査します。
- ・カーエアコンの運転が可能な場合は、予め暖機運転を行うと、より確実な回収ができます。
- ・回収装置を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引します。
- ・回収装置を停止して、回収装置側のバルブを閉止し、圧力の変化を観察します。
- ・一定の時間経過後（ ）に、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収操作を行います。
- ・所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了します。

() 省令で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要です。

所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因です。したがって、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充てん量と回収装置の能力の比が小さく見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要があります。

フロン類の充てん量が2 kg 未満の場合は、一般的に10分程度の時間で良いと考えられますが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要があります。なお、充てん量が2 kg 以上の場合は、さらに長い時間が必要となります。

(3) 十分な知見を有する者

第二種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

5 . 第二種フロン類回収業者の引渡し

(第二種フロン類回収業者の引渡義務)

法第三十九条第一項 第二種フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用（自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。）をする場合その他主務省令で定める場合を除き、自動車製造業者等に対し、第三十七条の規定により添付された自動車フロン類管理書に主務省令で定める事項を記載し、これを添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

第二種フロン類回収業者は、自ら再利用する場合（ 1 ）又は省令で定める場合（ 2 ）を除いて、当該フロン類の回収に係る第二種特定製品が搭載されている自動車を製造（輸入）した者に、回収したフロン類を引き渡さなければなりません。ただし、実務上は、自動車製造業者等の委託を受けた破壊業者にフロン類を引き渡すこととなります。

また、引き渡しの際には自動車フロン類管理書を添付し、その写しを一定期間保存しなければなりません。管理書の記載事項や写しの保存期間については、今秋までに省令で定められます（施行期日は政令で定められます。）。

(1) 自ら再利用する場合

- ・「自ら再利用」には、本法において「自ら冷媒その他製品の原材料として利用する」場合と「冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にする」場合の両方を含むと規定されていることから、回収業者が回収したフロン類を自ら利用することだけでなく、利用する者に譲渡することも含まれます。
- ・「冷媒その他製品の原材料として利用する者」には、例えば冷凍空調機器等に充てんする設備工事業者や簡易再生フロン類をサービス缶に詰めて売却する者も含まれます。
- ・「有償若しくは無償で」とあるので、逆有償（回収業者が金銭等を支払って引き取ってもらう場合）は認められません。これは、引取者に不法排出の動機を与えないためです。
- ・「譲渡し得る状態にする」とは、譲渡する前に一定の限度において保管することを認めるという趣旨です。

(2) 省令で定める場合

第二種フロン類回収業者は、回収したフロン類を自動車製造業者等に引き渡すことが原則であり、「自ら再利用する場合」の他に引き渡し先としての例外を設ける必要はないため、「その他省令で定める場合」については定めていません。

6 . フロン類の運搬に関する基準

(1) フロン類の運搬に関する基準

法第三十九条第三項 第二種フロン類回収業者は、前二項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第二種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

省令* 第七条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令

フロン回収破壊法では、第二種フロン類回収業者が、回収したフロン類を自動車製造業者等に引き渡すにあたり遵守すべき運搬基準が省令で定められています。

省令第七条第一号に掲げる「移充てん」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることです。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充てんを行ってはならないとの意味です。このことから、例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充てんなどは、これに該当しません。

省令第七条第二号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して運搬基準が定められています。

(2) 高圧ガス保安法上の規制

フロン類のうち、高圧ガスに該当するもの（CFC（R12）、HFC（R134a））については、「高圧ガス保安法」上の基準を遵守しなければなりません。以下、フロン類の回収等に関係する高圧ガス保安法上の基準の概略を示しますが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照してください（項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称。）。

運搬時における基準（移動の基準）

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と呼んでいます。回収したフロン類が充てんされている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受けます。

移充てんする場合の基準（高圧ガスの製造の基準）

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称しています。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合（移充てんする場合）は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となります。

保管する場合の基準（貯蔵の基準）

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となります。

7. 第二種フロン類回収業者の記録

記録の内容

第二種フロン類回収業者の記録する内容は、次のとおりです。

フロンの種類ごとに、

- 1) フロン類を回収した年月日、第二種特定製品引取業者の氏名又は名称、第二種特定製品の台数及び回収量。
- 2) フロン類を自動車製造業者等に引き渡した年月日、引き渡した

者の氏名又は名称、引き渡し量。

- 3) 回収したフロン類を自ら再利用した年月日、再利用量。再利用する者に引き渡した年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。

記録方法

- ・第二種フロン類回収業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要です。
- ・帳簿のかわりに電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。電磁的方法による保存をする場合に、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない基準は、今後、告示で定められます。

8. 都道府県等への報告

年度末時点で登録を受けている第二種フロン類回収業者は、当該年度終了後に、回収量等について、登録を受けた都道府県等に報告書を提出しなければなりません。（報告事項等の詳細は、今秋までに省令で定められます。）
なお、回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要があります。

9. 主務大臣への通知

各都道府県等は、第二種フロン類回収業者からの報告を集計し、環境大臣又は経済産業大臣のいずれかに通知することになります。（通知事項等の詳細は、今秋までに省令で定められます。）

・自動車製造業者等の引取り及び引渡し

引取り義務

自動車製造業者等は、自らの製造に係る自動車に搭載されたカーエアコンから回収されたフロン類について、第二種フロン類回収業者から当該フロン類の引取りを依頼されたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければなりません。（実務上は、自動車製造業者等の委託を受けた破壊業者がフロン類の引取りを行うこととなりますので、自動車製造業者等は予め委託先を明らかにしておく必要があります。）

また、引き取ったフロン類に添付された自動車フロン類管理書を一定期間保存しなければなりません。その期間については、今秋までに省令で定められます（施行期日は政令で定められます。）。

引取り義務を免除される正当な理由

自動車製造業者等が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、現在下記のようなものが考えられますが、フロン券（仮称）制度【 ．（１）参照】などの詳細が具体化されましたら、それを踏まえた上で見直し、今秋の制度本格運用までにお知らせします。

- １）天災等不可抗力の要因による場合
（例）事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に不可能な場合等
- ２）フロン券（仮称）を提示していない場合
- ３）自動車フロン類管理書が添付されていない場合や記載事項に不備がある場合
- ４）自らの製造等に係る自動車に搭載されたカーエアコンから回収されたフロン類でないものが持ち込まれた場合
- ５）引取りを能率的に実施するために合理的な範囲で自動車製造業者等が指定する方法によらずに、引取りを求められた場合

引渡し義務

自動車製造業者等は、第二種フロン類回収業者から引き取ったフロン類を、フロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。

また、引き渡す際には運搬基準に従って、フロン類を運搬しなければなりません。【 ． 6 参照】

・フロン類の回収等における費用負担

(1) 自動車ユーザーの費用負担

自動車ユーザーは、自動車製造業者等の請求に応じて、フロン類の回収・運搬・破壊に要する適正な料金を支払わなければなりません。支払方法は何らかの金券の購入（フロン券（仮称））の活用を検討していますが、詳細については今後決定されます。

なお、自動車製造業者等は、請求する料金について予め公表しなければなりません。また、主務大臣（経済産業大臣及び環境大臣。以下同じ。）は、必要に応じて公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができます。

(2) 第二種フロン類回収業者に支払われる料金

自動車製造業者等は、第二種フロン類回収業者の請求に応じて、フロン類の回収及び運搬に要する料金を支払わなければなりません。

なお、第二種フロン類回収業者が請求する料金は、主務大臣の定める基準に従って自動車製造業者等が定め、予め公表しなければなりません。また、主務大臣は、必要に応じて公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができます。

・ 特定製品の表示（第二種特定製品の表示に関する考え方）

（表示）

法第六十六条 特定製品の製造等を業として行う者は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品（当該特定製品が第二種特定製品である場合にあつては、使用済自動車に係るもの）を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量

平成14年4月1日以降に出荷又は引き渡す第二種特定製品について、機器製造業者等は、次のような表示を行わなければなりません。

このような表示を行う主な目的は、自動車ユーザーや引取業者に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発するため、回収業者に対して、フロン類の種類や充てん量を情報として与え、より適切な回収を行ってもらうためです。

(1) 表示を行う者

自動車に第二種特定製品（カーエアコン）を搭載する場合は、当該カーエアコン製造業者（又は輸入業者）が当該カーエアコンの搭載を行う者（自動車製造業者、販売業者等）の協力を得て表示を行うこととなります。

カーエアコンが搭載された自動車を輸入する場合には、当該自動車輸入業者が表示を行うこととなります。

(2) 表示事項

以下の事項について、表示を行うこととなります。

当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

- ・ 「大気放出禁止」等の記載でも構いません。

当該カーエアコンを廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

- ・ 「廃棄時要回収」等の記載でも構いません。

当該フロン類の種類及び数量。

- ・ 原則として、充てんされているフロン類の種類（CFC、HFC）と冷媒番号を併せて記載しなければなりません。（例：HFC R134a）。

(3) 表示方法

表示のサイズや文字のレイアウトなどについては、視認が容易となる大きさ、配置となるよう工夫することとし、その内容を明確に記載することが必要です。

また、表示事項が何らかの理由により、視認できなくなることを無きよう、容易に消滅しない方法で表示を行わなければなりません。

(4) 罰則

法第66条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者に対しては、10万円以下の過料が罰則として定められています。（法第87条第2号参照）

(5) 表示のイメージ

法で定める表示すべき事項を踏まえ、第二種特定製品の場合、例えば次のような表示事例が考えられます。

例1 .

| フロン回収破壊法 | | 第2種特定製品 | |
|----------------------------------|-------|---------|--|
| 1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 | | | |
| 2) この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。 | | | |
| 3) 冷媒の種類及び数量 | | | |
| 種類 | 冷媒番号 | 数量(g) | |
| HFC | R134a | + | |

例2 .

| フロン回収破壊法 | | 第2種特定製品 | |
|----------------------------------|-------|---------|--|
| 1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 | | | |
| 2) この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。 | | | |
| 3) 冷媒の種類及び数量 | | | |
| 種類 | 冷媒番号 | 数量(g) | |
| HFC | R134a | ± | |

・特定製品の整備の際の遵守事項

フロン回収破壊法の登録制度等は、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業者が対象となっています。

ただし、法第六十七条に、特定製品の整備時においても、廃棄時の基準である回収に関する基準（法第三十八条第二項）及び運搬に関する基準（法第三十九条第三項）に従ってフロン類の回収、運搬を行わなければならないと規定されています。

また、整備時に回収されたフロン類を廃棄する必要がある場合には、許可を受けたフロン類破壊業者へ引き渡すことが適当です。

資料

1. 第二種特定製品引取業者登録申請書の記載要領

様式第4の2（第12条の2関係）

第二種特定製品引取業者登録申請書

新規は未記入。更新時には、「登録番号」と「登録年月日」を記入する。

登録番号

登録年月日

平成14年 4月 1日

申請する日を記入

該当しない方を消す。

県知事 殿

（郵便番号）123-4567
住所 県霞ヶ関市日本8-9-10
氏名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 五郎 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号（123）456-7890

第二種特定製品引取業者の氏名（個人）又は名称（法人）を記入。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項（第28条において準用する同法第12条第2項）の規定により、必要な書類を添えて第二種特定製品引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

| | |
|-------------|---|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 使用済自動車引取株式会社 虎ノ門事業所 |
| 所在地 | （郵便番号）098-7654 県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号（098）765-4321 |

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。

備考1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について記入。
引取業者の登録基準として、以下、が定められており、申請者はその何れかを満たす必要がある。
第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。
記入例は、 の場合の記入例。 の場合は、「第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。」と記入。

注：複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法については、【 2参照】によってください。

2. 引取業を行う複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法

第二種特定製品引取業を行う場合、事業所毎にその所在地を管轄する都道府県知事等に登録申請する必要があります。

ただし、複数の事業所をまとめて申請する場合には、事業所毎の申請書の他、以下の書類を添付してください。

- ・住民票等の写し（個人）又は登記簿謄本（法人） 一通
- ・欠格要件に該当しないことを説明する書類（誓約書） 一通
- ・第二種特定製品にフロン類が含まれているか否かを確認する体制を説明する書類については、申請に係る事業所毎に必要。

申請書 1 枚目

様式第4の2（第12条の2関係）

第二種特定製品引取業者登録申請書
登録の更新

登録番号

登録年月日

平成14年 4月 1日

県知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 県鷹ヶ岡市日本8-9-10
氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 五郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123)456-7890

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項（第28条において準用する同法第12条第2項）の規定により、必要な書類を添えて第二種特定製品引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

| | |
|---|--|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名 称 | 使用済自動車引取株式会社 虎ノ門事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 098-7654 県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号(098)765-4321 |
| 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 | |
| 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 | |

一枚目は、記載要領に従い全て記入。

申請書 2 枚目以降

様式第4の2（第12条の2関係）

第二種特定製品引取業者登録申請書
登録の更新

登録番号

登録年月日

平成14年 4月 1日

県知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 県鷹ヶ岡市日本8-9-10
氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 五郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123)456-7890

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項（第28条において準用する同法第12条第2項）の規定により、必要な書類を添えて第二種特定製品引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

| | |
|--|--|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名 称 | 使用済自動車引取株式会社 桜田門事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 098-5467 県桜田門市環境3-1-2 電話番号(097)865-4312 |
| 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 | |
| 第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。 | |

二枚目以降も、記載要領に従い全て記入する。

3. 工口環境検査官等階級・政治資格(第1種特定製品・第2種工業製品)

| 都道府県 | 第2種特定製品 | | |
|------|-----------------------------|--|---|
| | 本庁 自主先(担線) | 管轄 | 管轄 |
| 北海道 | 環境出産環境検査結果 | 011-231-4111 (機24-327) | 環境出産環境検査結果 |
| 青森県 | 環境出産環境検査結果 | 017-722-1111 (機747) | 環境出産環境検査結果 |
| 岩手県 | 環境出産環境検査結果 | 019-629-5359 | 各地方振興局保健衛生課 |
| 宮城県 | 環境出産環境検査結果 | 022-211-2661 | 環境出産環境検査結果 |
| 秋田県 | 環境出産環境検査結果 | 018-860-1604 | 環境出産環境検査結果 |
| 山形県 | 環境出産環境検査結果 | 023-630-2338 | 環境出産環境検査結果 |
| 福島県 | 環境出産環境検査結果 (平成14年4月1日以降) | 024-521-7250 未定 | ・第1種特定製品検査官・第2種工業製品検査官(各所別): 各地方振興局工業課(1) 検査官(各所別) 環境検査官 ・第2種工業製品検査官(各所別): 環境検査官 |
| 茨城県 | 環境出産環境検査結果 | 029-301-2961 | 環境出産環境検査結果 |
| 栃木県 | 環境出産環境検査結果 | 028-623-3191 | 環境出産環境検査結果 |
| 群馬県 | 環境出産環境検査結果 | 027-226-2833 | 環境出産環境検査結果 その他未定 |
| 埼玉県 | 環境出産環境検査結果 | 048-830-3057 048-830-3058 | 中央環境管理事務所 西環境管理事務所 西環境管理事務所(山支所) 秩父環境管理事務所 北環境管理事務所 東環境管理事務所 東環境管理事務所(北支所) |
| 千葉県 | 環境出産環境検査結果 | 043-223-3803 | 環境出産環境検査結果 |
| 東京都 | 環境出産環境検査結果 | 03-5388-3542 03-5321-1111 (機2-435) | 環境出産環境検査結果 |
| 神奈川県 | 環境出産環境検査結果 | 045-210-4111 | 環境出産環境検査結果(新関係) 横浜・三浦地区支庁環境部 県央地区支庁環境部 湘南地区支庁環境部 足柄上地区支庁環境部 西湘地区支庁環境部 津久井地区支庁環境部 |
| 新潟県 | 環境出産環境検査結果 | 025-280-5339 | 環境出産環境検査結果 |
| 富山県 | 環境出産環境検査結果 | 076-444-3145 | 環境出産環境検査結果 |
| 石川県 | 環境出産環境検査結果 | 076-223-9167 | 環境出産環境検査結果 南環境管理センター 石川中央環境管理センター 能登半島環境管理センター 能登半島環境管理センター |
| 福井県 | 環境出産環境検査結果 | 0776-20-0302 | 福井環境管理センター 奥越前環境管理センター 丹波環境管理センター 二ノ井環境管理センター |
| 山梨県 | 環境出産環境検査結果 | 055-223-1506 | 環境出産環境検査結果 |
| 長野県 | 環境出産環境検査結果 | 026-235-7177 | 環境出産環境検査結果 環境検査官事務所 |
| 岐阜県 | 環境出産環境検査結果 | 058-272-1111 (機693) | 岐阜環境管理センター 西濃環境管理センター 中濃環境管理センター 中濃環境管理センター 東濃環境管理センター 東濃環境管理センター 東濃環境管理センター 東濃環境管理センター 飛騨環境管理センター 飛騨環境管理センター |
| 静岡県 | 環境出産環境検査結果 | 054-221-3664 | 環境出産環境検査結果 (平成14年4月1日以降) 環境検査官(各所別) |
| 愛知県 | 環境出産環境検査結果 | 052-961-2111 (機033,3034) | 尾張環境管理事務所 海部環境管理事務所 知多環境管理事務所 西三河環境管理事務所 豊田北環境管理事務所 新城環境管理事務所 東三河環境管理事務所 |
| 三重県 | 環境出産環境検査結果 | 059-224-2379 | 各地方振興局環境課(県下9ヶ所) |
| 滋賀県 | 環境出産環境検査結果 | 077-528-3458 | 環境出産環境検査結果 |
| 京都府 | 環境出産環境検査結果 | 075-414-4708 | 京都府環境管理センター(京都市内) |

| | | | | |
|-----|----------------------|--------------------------------------|---|--|
| 大阪府 | 環境農林水産部環境管理課 | 06-6941-0351 (内線3856) | 環境農林水産部環境管理課 | 06-6941-0351 (内線3856) |
| 兵庫 | 県民生活部環境局大気課 | 078-341-7711 (内線3366) | 神戸県民局 環境課 阪神南県民局 環境課 阪神北県民局 環境課 東薩摩県民局 環境課 北薩摩連民局 環境課 中薩摩県民局 環境課 西薩摩県民局 環境課 但馬県民局 環境課 丹波県民局 環境課 淡路県民局 環境課 | 078-361-8628, 8629 06-6481-4654, 4658 0797-83-3145, 3146 0794-21-9130, 9313 0795-42-9376, 9377 0792-81-9202, 9203 0791-58-2137, 2138 0796-26-3650, 3651 0795-73-3773, 3774 0799-26-2071, 2072 |
| 奈良 | 生活環境部環境管理課大気係 | 0742-22-1101 (内線3398) | 生活環境部環境管理課大気係 | 0742-22-1101 (内線3398) |
| 和歌山 | 環境生活部環境管理課 | 073-441-2683 | 和歌山市内：環境生活部環境管理課 和歌山市外：海南、岩出、高野口、湯浅、御防、田辺、新宮保健所及び新宮保健所古座支所の8ヶ所（各保健所が管轄する市町村） | |
| 鳥取 | 生活環境部環境政策課 | 0857-26-7206 | 鳥取保健所、鳥取保健所郡家支所、倉吉保健所、米子保健所、米子保健所根雨支所（すべて予定） | |
| 島根 | 環境生活部環境政策課 | 0852-22-5277 | 環境生活部環境政策課 | 0852-22-5277 |
| 岡山 | 生活環境部環境管理課 | 086-226-7305 | 各地方振興局総務振興部県民環境課 (岡山・東備・倉敷・井笠・高梁・阿新・真庭・津山・勝英) | |
| 広島 | 環境生活部環境局環境対策室 | 082-228-2111 (内線2917) | 広島地域事務所厚生環境局環境管理課 呉地域事務所厚生環境局環境管理課 芸北地域事務所厚生環境局環境管理課 東広島地域事務所厚生環境局環境管理課 尾三地域事務所厚生環境局環境管理課 福山地域事務所厚生環境局環境管理課 備北地域事務所厚生環境局環境管理課 | |
| 山口 | 環境生活部環境政策課環境保全室大気環境班 | 083-933-3034 | 下関市内：下関市環境保全課 下関市外：各健康福祉センター | |
| 徳島 | 県民環境部環境局循環型社会推進課 | 088-621-2209 | 県民環境部環境局循環型社会推進課 | 088-621-2209 |
| 香川 | 生活環境部環境局環境保全課 | 087-832-3219 | 生活環境部環境局環境保全課 | 087-832-3219 |
| 愛媛 | 県民環境部環境局環境政策課地球環境係 | 089-941-2111 (内線2444) | 愛媛県民環境部環境局環境政策課 伊予三島保健所衛生環境課 新居浜保健所衛生環境課 西条中央保健所環境保全課 今治中央保健所環境保全課 松山中央保健所環境保全課 大洲保健所衛生環境課 八幡浜中央保健所環境保全課 宇和島中央保健所環境保全課 | 089-941-2111(代) 0896-23-3360(代) 0897-44-4550(代) 0897-56-1300(代) 0898-23-2500(代) 089-941-1111(代) 0893-24-3165(代) 0894-22-4111(代) 0895-22-5211(代) |
| 高知 | 文化環境部環境保全課 | 088-823-9685 | 安芸保健所環境課 中央東保健所環境課 中央西保健所環境課 高幡保健所環境課 幡多保健所環境課（すべて予定） | |
| 福岡 | 環境部環境保全課 | 092-643-3360 | 各保健所（予定） | |
| 佐賀 | 環境生活局環境課大気係 | 0952-25-7774 | 環境生活局環境課及び各保健所 | |
| 長崎 | 県民生活環境部環境保全課 | 095-822-4721 | 西彼保健所、県央保健所、県南保健所 県北保健所、五島保健所、上五島保健所 壱岐保健所、対馬保健所 | |
| 熊本 | 環境生活部環境保全課 | 096-383-1111 (内線7337, 7338, 7339) | 環境生活部環境保全課 | 096-383-1111 (内線7337, 7338, 7339) |
| 大分 | 生活環境部環境管理課大気保全担当 | 097-536-1111 (内線3116) | 生活環境部環境管理課大気保全担当 | 097-536-1111 (内線3116) |
| 宮崎 | 生活環境部環境政策課 | 0985-26-7085 | 生活環境部環境政策課 | 0985-26-7085 |
| 鹿児島 | 環境生活部環境政策課 | 099-286-2587 | 環境生活部環境政策課 | 099-286-2587 |
| 沖縄 | 文化環境部環境保全課 | 098-866-2236 | 北部保健所、中央保健所、中部保健所 南部保健所、宮古保健所、八重山保健所 | |

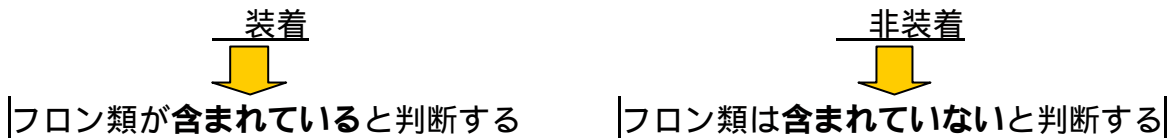
| 政令市 | 第 2 種 特 定 製 品 | | | |
|------|--|------------------------------|--|------------------------------|
| | 本庁問, 合む世先 (担当課) | | 登録窓口 | |
| 札幌市 | 環境局環境企画部環境活動推進課 | 011-211-2877 | 環境局環境企画部環境活動推進課 | 011-211-2877 |
| 仙台市 | 環境局環境企画部環境課 (平成14年4月1日以降, 課名変更予定) | 022-214-8219 | 環境局環境企画部環境課 (平成14年4月1日以降, 課名変更予定) | 022-214-8219 |
| 千葉市 | 環境局環境保全部大気保全課自動車公害対策室 | 043-245-5190 | 環境局環境保全部大気保全課自動車公害対策室 | 043-245-5190 |
| 横浜市 | 環境保全部大気騒音課 | 045-671-2487 | 環境保全部大気騒音課 | 045-671-2487 |
| 川崎市 | 環境局総務部環境監理課 | 044-200-2387 | 環境局総務部環境監理課 | 044-200-2387 |
| 名古屋市 | 環境局公害対策部公害対策課 | 052-972-2674 | 環境局公害対策部公害対策課 | 052-972-2674 |
| 京都市 | 環境局環境企画部地球環境政策課 | 075-222-3452 | 環境局環境企画部地球環境政策課 (平成14年4月1日以降, 未定) | 075-222-3452 |
| 大阪市 | 都市環境局環境部地球環境課 (平成14年4月1日以降, 未定) | 06-6615-7633 | 都市環境局環境部地球環境課 (平成14年4月1日以降, 未定) | 06-6615-7633 |
| 神戸市 | 環境局環境保全部指導課 | 078-322-5303 | 環境局環境保全部指導課 (平成14年4月1日以降, 未定) | 078-322-5303 |
| 広島市 | 環境局環境企画課 環境局環境保全部 (平成14年4月1日以降) | 082-504-2185 082-245-2111 | 環境局環境企画課 環境局環境保全部 (平成14年4月1日以降) | 082-504-2185 082-245-2111 |
| 福岡市 | 環境局環境保全部環境企画課 環境局指導部環境保全部 (平成14年4月1日以降) | 092-711-4282 未定 | 環境局環境保全部環境企画課 環境局指導部環境保全部 (平成14年4月1日以降) | 092-711-4282 未定 |
| 北九州市 | 環境局環境保全部環境管理課 | 093-582-2238 | 環境局環境保全部環境管理課 | 093-582-2238 |

4. 残存フロン類の確認方法

フロン回収破壊法第25条第2項第3号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

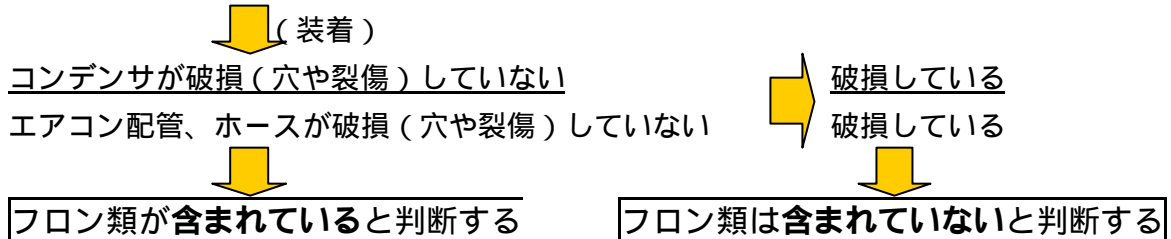
エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



・ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

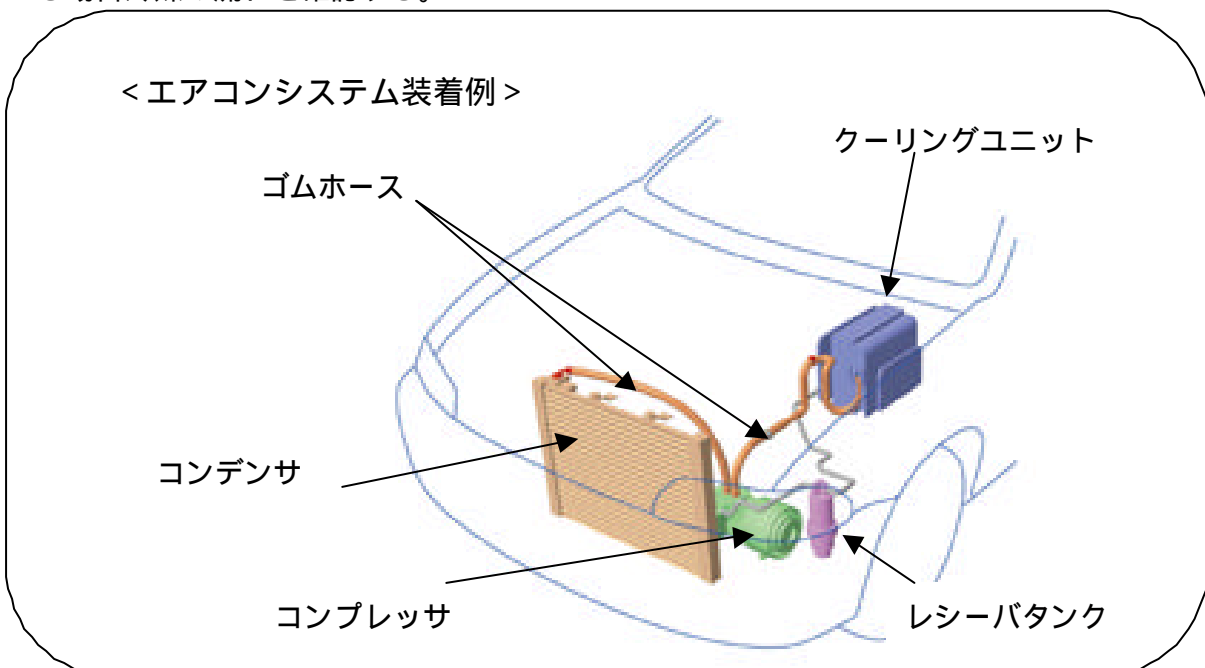
エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



5．法第27条第1項各号（第二種特定製品引取業者の場合）又は法第31条第1項各号（第二種フロン類回収業者の場合）に該当しない者であることを誓約した旨の書面の例

誓 約 書

登録申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第27（31）条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 印

知 事（市長） 殿

6 . 都道府県等による第二種特定製品引取業者登録通知書の例

第二種特定製品引取業者登録通知書

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(第26条第2項/第28条において準用する同法第12条第2項/第28条において準用する同法第13条第2項)の規定により、(第二種特定製品引取業者として登録した/登録の更新を行った/登録の変更を行った)ことを通知する。

都道府県知事(市長)

印

登録番号

登録年月日

有効期間満了年月日

7. 第二種フロン類回収業者登録申請書の記載要領

(申請書表面)

様式第4の4(第12条の5関係)
(表面)

第二種フロン類回収業者登録申請書
登録の更新

新規は未記入。更新時に「登録番号」と「登録年月日」を記入する。

登録番号
登録年月日
平成14年 4月 1日

申請する日を記入

該当しない方を消す。

県知事 殿

(郵便番号) 100-0001
住所 東京都製造市破壊8-9-10
氏名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999)888-7777

第二種フロン類回収業を行う者の氏名(個人)又は名称(法人)を記入。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地

| | | |
|-----|---|--|
| 名称 | 株式会社 回収促進 愛宕山事業所 | |
| 所在地 | (郵便番号) 222-2322 県愛宕山市促進3-2-1 電話番号 (666)555-4444 | |

回収しようとするフロン類の種類

| | |
|-----|--|
| CFC | |
| HFC | |

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

| 設備の種類 | 能力 | |
|-----------|------------|------------|
| | 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| CFC用 | 3 ← 台 | 台 |
| HFC用 | 台 | 台 |
| CFC、HFC兼用 | 台 | 台 |

該当する欄に全てを付ける。
記入例は、、CFCが充てんされているカーエアコンからフロン類を回収する場合。

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとにその能力に応じて、台数を記入。

(申請書裏面)

様式第4の4
(裏面)

備考1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
2 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

注：複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法については、【 . 8 参照】によってください。

8. 回収業を行う複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法

第二種フロン類回収業を行う場合、事業所毎にその所在地を管轄する都道府県知事等に登録申請する必要があります。

ただし、複数の事業所をまとめて申請する場合には、事業所毎の申請書の他、以下の書類を添付してください。

- ・住民票等の写し（個人）又は登記簿謄本（法人） 一通
- ・欠格要件に該当しないことを説明する書類（誓約書） 一通
- ・フロン類回収設備の所有権（使用する権原）を証する書類、フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類については、申請に係る事業所毎に必要。

申請書 1 枚目

様式第4の4（第12条の5関係）
（表面）

第二種フロン類回収業者登録申請書
登録の更新

| | |
|-------|-------------|
| 登録番号 | |
| 登録年月日 | 平成14年 4月 1日 |

県知事 殿

(郵便番号) 100-0001
住 所 東京都製造市破壊 8-9-10
氏 名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999)888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項で第33条第10項において準用する同法第12条第2項の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

| | |
|--------------------|---|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 株式会社回収促進 愛宕山事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 222-2322 東京都愛宕山市促進 3-2-1 電話番号(666)555-4444 |
| 回収しようとするフロン類の種類 | |
| CFC | <input type="checkbox"/> |
| HFC | <input type="checkbox"/> |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | |
| 設備の種類 | 能力 |
| | 200g/min未満 200g/min以上 |
| CFC用 | 3 台 台 |
| HFC用 | 台 台 |
| CFC、HFC兼用 | 台 台 |

一枚目は、記載要領に従い全て記入。

申請書 2 枚目以降

様式第4の4（第12条の5関係）
（表面）

第二種フロン類回収業者登録申請書
登録の更新

| | |
|-------|-------------|
| 登録番号 | |
| 登録年月日 | 平成14年 4月 1日 |

県知事 殿

(郵便番号) 100-0001
住 所 東京都製造市破壊 8-9-10
氏 名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999)888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項で第33条第10項において準用する同法第12条第2項の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

| | |
|--------------------|--|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 株式会社回収促進 赤坂事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 222-5555 東京都赤坂市普及 3-3-3 電話番号(666)444-1111 |
| 回収しようとするフロン類の種類 | |
| CFC | <input type="checkbox"/> |
| HFC | <input type="checkbox"/> |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | |
| 設備の種類 | 能力 |
| | 200g/min未満 200g/min以上 |
| CFC用 | 3 台 台 |
| HFC用 | 3 台 台 |
| CFC、HFC兼用 | 3 台 台 |

二枚目以降も、記載要領に従い全て記入する。

9. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

登録申請の際に必要な「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成する場合の参考としてまとめたものです。

| 社名 | 機種名 型式 | 回収できる 冷媒フロン類の種類 | | | 回収能力 | | | 通産省検 定又は自 己認証品 | 備考 (回収できるフロン類の 冷媒番号) |
|-------------------|----------------|--------------------|------|-----|------------|------------------|------------|------------------------|--|
| | | CFC | HCFC | HFC | 100g 未満 | 100g以上 200g未満 | 200g 以上 | | |
| (株)アイハラ | AFC-04 | | | | | | | * | 12. 22. 502 |
| | AFC-04 | | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410. 404. 500. 502 |
| | AFC-04 | | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410. 404. 500. 502 |
| アキツ精機 (株) | IHA-R12 | | | | | | | | 12 |
| | IHA-R134a | | | | | | | | 134a |
| | IHA-R22 | | | | | | | | 22 |
| | IHA-R500 | | | | | | | | 500 |
| | IHA-R502 | | | | | | | | 502 |
| | IHA-R12M | | | | | | | | 12 |
| | IHA-R134aM | | | | | | | | 134a |
| | IHA-R22M | | | | | | | | 22 |
| | IHA-R502M | | | | | | | | 502 |
| アサダ(株) | IHA-R22B | | | | | | | | 22 |
| | 4000J | | | | | | | * | 12. 22. 134a |
| | 4000J | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| | R50 | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| | R60 | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| | R60S | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| インフィゴン (株)エスコ | R120W | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| | Xtract-R | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| | FA100A A | | | | | | | | 12. 22. 134a .404. 407 .410 500. 502 |
| | EA100A B | | | | | | | | 12. 22. 134a .404. 407 .410 500. 502 |
| 荏原テクノ サーブ(株) | EA100C A - 22 | | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 |
| | EA100C A - 400 | | | | | | | | 12. 22. 134a .407 .410 |
| | Y-FRU (標準型) | | | | | | | | 11. 1 13. 123 |
| | Y-FRU (業務型) | | | | | | | | 11. 1 13. 123 |
| 奥田工機(株) | RGC-101 | | | | | | | * | 12 |
| | RGC-102 | | | | | | | * | 12 |
| | RGC-103 | | | | | | | * | 12. 134a |
| | FRS-42-1 | | | | | | | * | 12. 134a. 114 |
| | RGC-104 | | | | | | | | 12. 134a |
| | RGC-105 | | | | | | | | 12. 134a |
| | RGC-105M | | | | | | | | 12. 134a |
| オーム電気 | PRS650A | | | | | | | * | 134a |
| | PRS650B | | | | | | | * | 12 |
| | PRS60DA | | | | | | | * | 134a |
| | PRS60DB | | | | | | | * | 12 |
| | TX-200 | | | | | | | * | 12. 22. 134a .502 |
| カルソニック カンセイ(株) | C-01RE-A | | | | | | | * | 12 |
| | C-01RE-B | | | | | | | * | 12 |
| | NA-21 | | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 |
| 環境システム | RC-223 | | | | | | * | 12. 22. 134a .114. 502 | |
| 五洋電気 | GYR-12A | | | | | | | * | 12 |
| | GYR-22A | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 |
| | GYR-12S | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 |
| | GYR-22S | | | | | | | | 12. 22. 404A. 407C. 410A |

| 社名 | 機種名 型式 | 回収できる 冷媒フロン類の種類 | | | 回収能力 | | | 通産省検 定又は自 己認証品 | 備考 (回収できるフロン類の 冷媒番号) | |
|---------------------------------|----------------------|--------------------|------|-----|------------|------------------|------------|----------------------|---|----|
| | | CFC | HCFC | HFC | 100g 未満 | 100g以上 200g未満 | 200g 以上 | | | |
| コーパック (タカマ設備) | KPK-01A | | | | | | | * | 12. 22 | |
| | KPK-02B | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | KPK-02Y | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | KPK-02E | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | KORPAK-27 | | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | IRS-9000 | | | | | | | | 12. 22. 134a .407. 410 | |
| | PROMXR P500 | | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| 三協自工 | MRC300 | | | | | | | * | 12 | |
| 三洋電機(株) | SRU-400R | | | | | | | * | 12. 22. 500. 502 | |
| | SFR-3300 | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| 正栄電機 | CT-1 | | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| EGアプライアンス | 01636 | | | | | | | * | 12. 22. 500. 502 | |
| ジャテック(株) | 12134B | | | | | | | | 12. 134a . | |
| | 17100 | | | | | | | | 12 | |
| | 17350 | | | | | | | * | 12 | |
| | 17350C | | | | | | | * | 12 | |
| | 17400 | | | | | | | * | 12 | |
| | 17500 | | | | | | | | 12. 22. 500. 502 | |
| | 17500B | | | | | | | * | 12. 22. 500. 502 | |
| | 17505J | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | 17620J | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | 17650J | | | | | | | * | 12. 22. 134a .502 | |
| | 17660B | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | 25152 | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | 25152A | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | 25152B | | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502 | |
| | 25200A | | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | 25200B | | | | | | | * | 12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502 | |
| | 25177 | | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502 | |
| | 25202B | | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502 | |
| | 34400 | | | | | | | * | 134a | |
| | 34700 | | | | | | | * | 134a | |
| | 34700-2K | | | | | | | | 134a | |
| | 34800-2K | | | | | | | | 12. 134a | |
| | ACR5J | | | | | | | * | 12. 134a | |
| | ACR-6012 | | | | | | | * | 12 | |
| | ACR-6134 | | | | | | | * | 134a | |
| | (株)セクセル コールドシステムズ | ZRR07-10A | | | | | | | * | 12 |
| | | ZRR02-11A | | | | | | | * | 12 |
| ZRR07-12A | | | | | | | | * | 12 | |
| (株)セクセル ヴァレオクライメー トコントロール | ZRR07-10A1 | | | | | | | * | 12 | |
| | ZRR07-12B | | | | | | | * | 12 | |
| | ZRR21-20A | | | | | | | * | 134a | |
| | 1070XI | | | | | | | | 12. 134a | |
| ダイキン工業(株) | PV04A | | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| | CFK-H3J | | | | | | | * | 12 | |
| 大昭和産業 | 01090 | | | | | | | * | 134a | |
| | | | | | | | | | | |

| 社名 | 機種名 型式 | 回収できる 冷媒フロン類の種類 | | | 回収能力 | | | 通産省検 定又は自 己認証品 | 備考 (回収できるフロン類の 冷媒番号) |
|--------------------|---------------|--------------------|------|-----|------------|------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| | | CFC | HCFC | HFC | 100g 未満 | 100g以上 200g未満 | 200g 以上 | | |
| タスコジャパン (株) | TA110R | | | | | | | 12. 22. 134a .407. 410 | |
| | TA110A | | | | | | | 12. 22. 134a .407. 410 | |
| | TA110B | | | | | | | 12. 22. 134a .407. 410 | |
| | TA110C | | | | | | | 12. 22. 134a .407. 410 | |
| 中京EG | F - 40 | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| 中国冷空工 | CFR - 125L | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| | CFR - 125L | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| デンゲン(株) | CS - RF100 | | | | | | * | 12 | |
| | CS - RF100Y | | | | | | | 12 | |
| | CS - RF134Y | | | | | | | 134a | |
| | CS - RF50YD | | | | | | | 12. 134a | |
| | CS - RF80YD | | | | | | | 12. 134a | |
| | CS - RF5YD | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410. 502 | |
| | CS - RF8YD | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410. 502 | |
| | CS - RF50YD | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | CS - RF20 | | | | | | | 12. 134a | |
| CS - RF20SX | | | | | | | 12. 134a | | |
| (株)デンソー 日本電装(株) | ESR - 10AC | | | | | | * | 12 | |
| | ESR - 10ACR | | | | | | * | 12 | |
| | ESR - 20ACR | | | | | | * | 12. 134a | |
| 東芝キャリア EG(株) | FR - PM182 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | FR - PM201 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | FR - FM1001 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| トキメック | FK - 1 | | | | | | * | 12 | |
| | FK - 2 | | | | | | * | 12 | |
| 東洋キャリア | 12RA001100-21 | | | | | | * | 12. 22. 500. 502 | |
| (株)東洋インター プライズ | T10128 | | | | | | | 12. 134a | |
| 桃陽電線 | MNI - R | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | GOLDEN-NAGGET | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| (株)中嶋自動 車電装 | NA - 601 | | | | | | * | 12 | |
| | NA - 610 | | | | | | * | 12. 22 | |
| | NA - 810 | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| | NA - 811 | | | | | | | 12. 22. 134a .502 | |
| | NA - 710 | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| | NA - 711 | | | | | | | 12. 22. 134a .502 | |
| | NA - 600 | | | | | | | 12. 134a | |
| | NA - 400 | | | | | | | 12. 134a | |
| | NA - 1100 | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | NA - 1100S | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | NA - 730 | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | NA - 730S | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | NA - 740 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | NA - 740S | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | NA - 750S | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | NA - 1000W | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | NYR - 600NA | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | CAL - 400 | | | | | | | 12. 134a | |
| | NRU - 21 | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| NA - 21 | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | | |
| ハマ冷機 | EJ-R753A | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| (株)日立空調 システム | SE-20RU | | | | | | * | 12. 22. 500. 502 | |
| | SE-21RU | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |

| 社名 | 機種名 型式 | 回収できる 冷媒フロン類の種類 | | | 回収能力 | | | 通産省検 定又は自 己認証品 | 備考 (回収できるフロン類の 冷媒番号) |
|----------------------|-----------------|--------------------|------|-----|------------|------------------|------------|-----------------------------|----------------------------|
| | | CFC | HCFC | HFC | 100g 未満 | 100g以上 200g未満 | 200g 以上 | | |
| ㈱日立製作所 | S R P - 02 | | | | | | | 11 | |
| | S P C - 03 | | | | | | | 11 | |
| | Y F - 01 S | | | | | | | 11 | |
| 日立カーエレクトロ ニクス | HR-2000 | | | | | | * | 12 | |
| | HR-5000 | | | | | | * | 12 | |
| 文化貿易工 業(株) | C R 500 J | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | C R 600 J | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | R M - 14000 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | A R - 200 J | | | | | | | 134a | |
| | A R - 212 T R J | | | | | | | 12 | |
| | A R - 400 J | | | | | | | 12 | |
| ホーザン(株) | H A - 1000 | | | | | | | 12. 134a | |
| 松下電器産 業(株) | C F R - 1020 R | | | | | | * | 12 | |
| | C F R - 2020 S | | | | | | * | 12. 22 | |
| | C F R - 1020 S | | | | | | * | 12. 22 | |
| 松下エアロ エンジニアリング | HS-BF410A | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| 三笠サービス マツダ産業 | R 300 - M H | | | | | | * | 12 | |
| | M F R - 910 | | | | | | * | 12 | |
| | M F R - 930 | | | | | | * | 12 | |
| | M F R - 925 | | | | | | * | 12 | |
| | M F R - 240 | | | | | | * | 22. 502 | |
| | M F R - 940 | | | | | | * | 12 | |
| | M F R - 410 | | | | | | * | 134a | |
| | M F R - 921 | | | | | | * | 12 | |
| | M F R - 420 | | | | | | | 12. 134a | |
| 三菱重工業 (株) | U R R 102 | | | | | | * | 12 | |
| | U R R 103 | | | | | | * | 12 | |
| | U R R 103 A | | | | | | * | 12 | |
| | U R R 103 B | | | | | | * | 12 | |
| | U R R 120 | | | | | | * | 12 | |
| 三菱重工 冷熱機材(株) | M O R 751 | | | | | | * | 12. 22. 134a. 404. 407. 502 | |
| | M O R 400 | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | M O R 405 J | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | M O R 405 J H | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | M O R 405 J H X | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| | R P 5410 | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 407. 502 | |
| | M O R 4000 J | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | M O R 4000 J | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| 三菱電機エ ンジニアリング(株) | FR-06A | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | FR-06B | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 410 | |
| | FR-07A | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 407. 410 | |
| | FRJ-07A | | | | | | | 12. 22. 134a. 404. 407. 410 | |
| | FR-20A | | | | | | * | 12. 22. 134a .114. 502 | |
| 三菱電機ビル テクノサービス(株) | MRK-06A | | | | | | * | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | MRK-20A | | | | | | * | 12. 22. 134a .114. 502 | |
| | MRK-50A | | | | | | * | 12. 22. 502 | |
| ヤマダコーポ レーション(株) | RRS-20 | | | | | | | 12. 134a | |
| | RCS-20 | | | | | | | 12. 134a | |
| | PFR-10 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407 c 410 | |
| ユニクラ | セルコン8000 | | | | | | * | 12 | |
| | セルコン1000AB | | | | | | * | 12 | |

| 社名 | 機種名 型式」 | 回収できる冷媒 | | | 回収能力 | | | 認証番号 及び自己 認証品 | 備考 (回収できるフロン) |
|--------|-----------|---------|------|-----|------------|------------------|------------|------------------------|----------------------|
| | | CFC | HCFC | HFC | 100g 未満 | 100g以上 200g未満 | 200g 以上 | | |
| ㈱ロテックス | RP-5000 | | | | | | | 12. 22. 134a .500. 502 | |
| | RP-5410 | | | | | | | 12. 22. 134a. 407. 410 | |
| 渡商会 | ガスバック12V1 | | | | | | * | 12 | |

自己認証品は

通産省検定は *

(通産省の検定制度については、平成9年4月に既に廃止されており、それ以降製造された回収装置(低圧ガス用を除く)は全て自己認証品となっています。)

10. 登録審査評価事例

第二種フロン回収業者の登録申請の際には以下の事項を評価することとなっています。

ア．フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

< 事 例 >

基準を満たす例

様式第4の4(第12条の5関係)
(表面)

第二種フロン回収業者登録申請書
登録の更新

| | |
|-------|-------------|
| 登録番号 | |
| 登録年月日 | 平成14年 4月 1日 |

県知事 殿

(郵便番号) 100-0001
住所 東京都中央区 8-9-10
氏名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999) 888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

| | |
|--------------------|--|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 株式会社回収促進 愛宕山事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 222-2322 東京都山手区 3-2-1 電話番号(666)555-4444 |
| 回収しようとするフロン類の種類 | |
| CFC | <input checked="" type="checkbox"/> |
| HFC | <input type="checkbox"/> |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | |
| 設備の種類 | 能力 |
| | 200g/min未満 200g/min以上 |
| CFC用 | → 3 台 |
| HFC用 | 台 台 |
| CFC、HFC兼用 | 台 台 |

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

基準を満たさない例

様式第4の4(第12条の5関係)
(表面)

第二種フロン回収業者登録申請書
登録の更新

| | |
|-------|-------------|
| 登録番号 | |
| 登録年月日 | 平成14年 4月 1日 |

県知事 殿

(郵便番号) 101-4401
住所 東京都目黒区 6-6-10
氏名 排出抑制 株式会社
代表取締役 吉 太郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号(567)448-1117

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

| | |
|--------------------|--|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 排出抑制株式会社 大塚事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 888-3434 東京都大塚市 4-4-4 電話番号(343)564-0202 |
| 回収しようとするフロン類の種類 | |
| CFC | <input checked="" type="checkbox"/> |
| HFC | <input type="checkbox"/> |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | |
| 設備の種類 | 能力 |
| | 200g/min未満 200g/min以上 |
| CFC用 | 台 台 |
| HFC用 | → 3 台 台 |
| CFC、HFC兼用 | 台 台 |

回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

11. 都道府県等による第二種フロン類回収業者登録通知書の例

第二種フロン類回収業者登録通知書

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（第30条第2項 / 第33条第1項において準用する同法第12条第2項 / 第33条第1項において準用する同法第13条第2項）の規定により、（第二種フロン類回収業者として登録した / 登録の更新を行った / 登録の変更を行った）ことを通知する。

都道府県知事（市長） 印

登録番号
登録年月日
有効期間満了年月日